

11月11日は『介護の日』、11月30日は『人生会議の日』

厚生労働省では、11月11日を『介護の日』、11月30日を『人生会議の日』と定めています。これを機会に、介護・在宅医療・療養について考えてみましょう。

介護や人生の最終段階における医療・ケアに関する相談窓口などについてお知らせします。

問長寿介護課 ☎ 448

相談窓口

●高齢期の心配ごとについての相談

地域包括支援センターでは、地域で暮らす高齢者とその家族の介護、福祉、医療などに関する、さまざまな相談を受け付けています。

名称	担当地域
東部地域包括支援センター やしお苑 (☎998-8895)	二丁目、木曽根、南川崎、伊勢野、八潮1~7丁目
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮 (☎994-5562)	小作田、松之木、上馬場、中馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1~4丁目、八潮8丁目、緑町1・2・4丁目
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院 (☎999-7717)	大瀬、古新田、垢、大原、大曽根、浮塚、大瀬1~6丁目、茜町1丁目
北部地域包括支援センター やしお寿苑 (☎930-5123)	八條、鶴ヶ曾根、伊草、新町、緑町3・5丁目、伊草1・2丁目

●認知症介護に関する相談

介護の経験者が、認知症の方や家族の立場で相談に応じます。
 日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後3時（ファクスでの相談は随時受け付け）
 問（公社）認知症の人と家族の会埼玉県支部 ☎048-814-1210、
 FAX048-814-1211

●仕事と介護の両立に関する相談

相談員が悩みにお答えするほか、必要なサービスの提供窓口や役に立つ情報の提供を行います。

日 月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時30分
 問 埼玉県仕事と生活の両立支援相談窓口 ☎048-830-4515

●在宅医療・療養に関する相談

住み慣れた地域で安心して在宅医療が受けられるよう、本人やその家族などからの在宅医療・療養に関する相談を受け付けています。
 また、医療・介護の関係者が、市民に在宅療養サービスを継続して提供できるよう、サポートしています。

相談は、窓口、電話、ファクスで受け付けています。
 日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
 場 在宅医療サポートセンター（草加市保健センター内）
 問（一社）草加八潮医師会在宅医療サポートセンター ☎959-9972、FAX959-9982

私と家族の安心ノート（エンディングノート）の配布

高齢者が終末期に、どのような意向を持っているのか、家族で話し合うきっかけとして「私と家族の安心ノート」を配布しています。ぜひご活用ください。

配布場所 長寿介護課（市ホームページからダウンロード可）
 対 市内在住の65歳以上の方
 費 無料

『介護の日』・『人生会議の日』 啓発事業

日 11月15日(月)～19日(金)
 場 市役所1階ロビー
 内 啓発ポスターの掲示、関連パンフレットなどの配布

高齢者在宅福祉生活支援サービス

在宅での生活に支援が必要な高齢者と、その家族を支援する高齢者在宅福祉生活支援サービスについて、お知らせします。

問長寿介護課 ☎ 448

サービス名称	内容など
緊急時通報システム	緊急通報端末機およびペンダント型無線発信機を貸与します。急病などの緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。 費 機器の貸与は無料※回線使用料などは利用者負担
救急医療情報キット配布	救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行います。 費 無料
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊の症状が見られる認知症高齢者を介護する家族への負担軽減を図ります。
① 発信装置による位置探索システム	位置探索システムを活用して、徘徊の症状が見られる高齢者の早期発見につなげます。 費 毎月の利用料は市が負担、利用開始に係る費用は利用者負担
② 見守りシール	二次元コードが印字された見守りシールを配布します。見守りシールを衣服などに貼り、高齢者が徘徊した場合に、発見者が二次元コードを読み取ることで、介護者と発見者がインターネット上の伝言板を通じて連絡を取り合うことができます。 費 無料※通信料などは利用者負担
家具転倒防止器具等取付サービス	地震などによって家具が転倒することを防ぐため、家具の転倒防止器具などを取付けします。 費 無料

配食・安否確認サービス	昼食または夕食のいずれかを自宅へ届けるとともに、利用者の安否を確認します。 費 選択する業者によって異なります。
紙おむつの給付サービス	月1回、必要とする紙おむつ1種類（決められた枚数分）を自宅へ届けます。 費 無料
訪問理美容サービス	理容師または美容師が自宅を訪問し、カットなどのサービスを提供します。 費 無料
日常生活用具給付等サービス	火災警報器、電磁調理器などを給付または貸与します。 費 所得税課税状況により無料から全額負担の7階層
高齢者居室等整備資金融資制度	居室、浴室、トイレなどの増改築または改築工事をするために必要な資金を融資します。
高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度	民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額を30,000円を限度として助成します。

対 おおむね65歳以上（サービスによって異なります）で、在宅で生活している方
 ※ 病院に入院中の方や介護保険施設などに入所中の方は利用できません。
 各種サービスの申し込み方法や詳しい内容については、長寿介護課へお問い合わせください。

